

答 申 第 93 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和7年5月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

県の機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 11 月 8 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき行った県に伝えた意見等への対応に係る保有個人情報開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「県の機関」という。）が令和 5 年 11 月 21 日付けで行った保有個人情報不開示決定（文書不存在）（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張

審査請求書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると概ね次のとおりである。

さまざまな意見を、電話や「さわやか提案」など県民の声として伝えてきたにも関わらず記録がないのはおかしい。また、対応した記録もないとは、公務員としての責任を果たせていない。

県職員は、都合の悪い記録を残さないのではなく、三重県公文書等管理条例（以下「公文書条例」という。）第 2 条の公文書の定義に基づいて記録に残すべきものは残さないとはいけない。

毎年公務員の不祥事が発生しているが襟を正さないため、同じことを何度も言い、記録に残すことを求め、また、謝罪も求めている。

さらに、情報公開課は、審査請求人の開示請求を妨害したり、適切に対応する旨の書面を出しておきながら対応しなかったり、三重県情報公開・個人情報保護審査会の審査を審査請求人と利害関係のある委員にさせたり、個人情報保護法や三重県職員の倫理確保についての指針に違反しており、不適切である。

4 県の機関の説明要旨

県の機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

審査請求人は令和 5 年 10 月 12 日の「さわやか提案」、平成 29 年から令和 5 年の広聴広報課県民の声相談班から情報共有を受けた相談記録等、令和 5 年 10 月から 11 月 8 日までに直接電話で伝えた意見に適切に対応したことが分かる記録を求めている。

審査請求人からの「さわやか提案」をはじめとする意見等はこれが初めてではなく、過去に回答は既に示しており、同一人物からの同一内容の継続・反復的なもの等に該当すること、県や職員個人に謝罪等を求めるものであることから、組織として回答を要しないと判断し公文書を作成していないため不存在である。

なお、審査請求人からの意見に限らず、情報公開や個人情報に係る手続きや制度に関

する意見・要望、苦情等は、課内での共有や、対応を行った所属等に伝達し制度の改善等につなげており、必要に応じ文書を作成することもあるが、口頭により情報共有し文書での記録が残らない相談も存在する。

また、審査請求人からは本請求以外にも保有個人情報開示請求がなされており、8月に請求した開示請求書に、当課からの「さわやか提案」の回答等が添付されていることから、審査請求人が所持していることは明らかであり、新たに交付を求めていると判断し、不開示理由の中で過去の「さわやか提案」に対する回答以外は作成していないとしている。

以上のことから、本決定は妥当である。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び県の機関の主張を具体的に検討し、法を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 本決定の妥当性について

審査請求人は、県の機関に対し、公務員の不祥事が毎年発生しているが襟を正さないことから、「さわやか提案」や架電などにより同じことを何度も県民の声として伝えてきたにも関わらず、公文書条例第2条に基づき、公文書として記録に残すべきところを残していないのはおかしいと主張する。

一方、県の機関は、審査請求人からの意見は同一人物からの同一内容の継続・反復や謝罪等を求めるものにあたることなどから、文書による回答を要しないと判断したため、公文書を作成していないとしている。

以上を踏まえ、本件事案に係る審査請求人からの意見等への対応の記録について、「県民の声」としての取扱い」及び「公文書条例等の規定」に基づき、文書として作成すべきものであるかどうか検討する。

まず、「県民の声」としての取扱いにより作成すべき文書であるか検討する。

「さわやか提案」を含む「県民の声」の取扱いについては、制度の円滑な運営に必要な事項を「県民の声」制度運営要領（以下「県民の声要領」という。）として定めており、「県民の声」に対して県の考え方、取組等の回答を作成するとともに、全庁で共有又はホームページで公開するため、文書による回答を原則（基本）としている。ただし、県民の声要領第4条第2項アにおいて、「職員を特定した苦情や同一人物からの同一内容の継続・反復的なもので回答を要しないと判断されるもの」は除くとされている。

すなわち、審査請求人からの意見等が、職員を特定した苦情や同一人物からの同一内容の継続・反復的なものである場合は、回答を要しないと判断することができ、文書の作成義務は生じないこととなる。

この点、審査会で確認したところ、審査請求人が行った令和5年10月12日の「さわやか提案」の内容は、県の機関に対する同一内容の継続・反復的なものとなっており、その他の県民の声相談班が作成した相談記録についても、職員を特定した苦情や

同一内容の継続・反復的なものとなっている。

さらに、これらの内容が、職員を特定した苦情や同一内容の継続・反復的なものにあたることは、審査請求人自身も意見陳述の場において認めているところである。

以上のことから、本件事案に係る審査請求人からの意見等については、回答を要しないものに該当すると判断されるため、文書の作成義務は生じない。

また、回答を要しないものであるため文書を作成していないという県の機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

次に、「公文書条例等の規定」により作成すべき文書であるか検討する。

公文書の作成義務に関する規定について、審査請求人の主張する公文書条例第2条は公文書等の定義を規定している条項であり、文書の作成義務については、まず、公文書条例第4条及び三重県公文書管理規程（以下、「文書規程」という。）第15条において文書主義の原則が掲げられている。さらに、打ち合わせ等の記録に係る文書の作成に関しては、文書規程第16条第3項において、「文書主義の原則に基づき、内部の打合せ、外部の者との折衝等を含め、業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする。」とされている。

すなわち、審査請求人からの意見等が、業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼすものに該当する場合は、その対応記録に係る文書の作成義務が生じることとなる。

この点、審査会で確認したところ、審査請求人からの意見等は、職員を特定した苦情や同一内容の継続・反復的なものであり、業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼすものではないため、文書の作成義務は生じない。

また、上記に加え、審査請求人において本件対象保有個人情報が存在する具体的な根拠に関する主張等はなく、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。

よって、県の機関が行った本決定は妥当である。

（２）審査請求人のその他の主張等について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（３）結論

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙１審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 3 . 2 7	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 5 . 1 4	・ 県の機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 1 2 . 2 5	・ 書面審理 ・ 審議 (令和6年度第9回第2部会)
R 7 . 1 . 2 3	・ 県の機関の補足説明 ・ 審議 (令和6年度第10回第2部会)
R 7 . 2 . 1 9	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議 (令和6年度第11回第2部会)
R 7 . 3 . 2 4	・ 審議 (令和6年度第12回第2部会)
R 7 . 4 . 2 4	・ 審議 (令和7年度第1回第2部会)
R 7 . 5 . 2 8	・ 審議 ・ 答申 (令和7年度第2回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、 印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。